

飲んだら  
乗らない



令和5年度 JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール JA共済連岐阜運営委員会会長賞  
大垣市立北中学校1年(受賞当時)伊藤 ほの香さんの作品

## 年末の 交通安全県民運動

実施期間

令和6年12月11日(水)～12月20日(金)

運動重点

- 夕暮れ時以降の交通事故防止
- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL:058-272-8205

### 推進項目1 運転者に対する安全運転の周知

日没30分前の早めのライト点灯と、ハイビームを適切に使用しましょう。  
ハイビームは「走行用前照灯」、ロービームは「すれ違い用前照灯」です。

### 推進項目2 歩行者・自転車利用者の交通事故防止

歩行者や自転車利用者は、目立つ色の服や反射材を身に着け、  
自分の姿を見えやすくして、夜間の交通事故防止に努めましょう。



### 推進項目3 街頭活動の強化

街頭での安全指導や広報啓発活動を推進し、夕暮れ時以降の交通事故防止を図りましょう。  
こどもの登下校の時間帯に合わせ、日常生活の中でこどもたちを見守りましょう。

## 地域ぐるみの見守り活動 ～「ながら見守り」～

外に出て  
花の水やりを  
する



家の前で  
掃除をする



犬の  
散歩をする



時間と場所を工夫して、日常生活の中で登下校中のこどもたちを見守りましょう

### 推進項目1 横断歩道における歩行者最優先の徹底

歩行者等がないことが明らかな場合を除いて、  
直前で停止できる速度で進行する義務があります。

### 推進項目2 こどもの交通ルール遵守の徹底

安全な道路の進行方向や横断方法など、交通ルールを遵守することや、道路での危険予測力を高めて交通事故に遭わないようにしましょう。

### 推進項目3 高齢者に対する交通安全教育の推進

加齢に伴う身体機能の変化を知り、車や自転車などを運転する時や歩行する時には、道路上で安全な行動が実践できるようにしましょう。

こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。

**推進項目1 飲酒運転を許さない環境づくり**

家庭・地域・職場などが一体となり、  
「飲酒運転をしない・させない・許さない」環境をつくりましょう。  
家庭では二日酔い、職場では飲酒後帰宅手段、飲酒先ではハンドルキーパーを確認しましょう。

**推進項目2 妨害運転等の根絶に向けた啓発の推進**

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転をしましょう。  
被害防止のためドライブレコーダを搭載し、  
あおり運転を受けた場合は、安全な場所で110番通報をしましょう。

**推進項目1 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保**

全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務とされています。自転車を運転する時は、ヘルメットを着用しましょう。また、定期的な点検整備を行うとともに、被害者救済のため自転車損害賠償責任保険等へ加入しましょう。

**推進項目2 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルールの周知**

自転車は、原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先など、  
「自転車安全利用五則」に従って交通ルールを守って運転しましょう。  
運転中の携帯電話使用等・酒気帯び運転等は、新しく罰則が整備されました。

※自転車の新たな交通ルール

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の規定に基づき、令和6年11月1日より運転中の携帯電話使用等・酒気帯び運転及び幫助に新しく罰則が整備されました。

**推進項目3 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と  
交通ルール遵守の徹底**

法律で定める基準を満たさないものは、特定小型原動機付自転車になりません。  
交通事故の場合の被害を軽減するため、運転するときはヘルメットを着用しましょう。

**「早めのライト点灯」と「ハイビームの適切な使用」****ライト点灯時間の目安**

12月/午後4時

1月/午後4時30分

ライトはハイビーム  
「走行用前照灯」が  
基本です！

# 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

## 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、  
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金  
交通の危険を生じさせた場合、  
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

## 酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
自転車の提供者は、  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
酒類の提供者・同乗者は、  
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

## 自転車安全利用五則

### ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。  
車道を通行する場合は、左側によって通行しなければなりません。

### ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。  
道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

### ③ 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。

### ④ 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。

### ⑤ ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。  
幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せる時には、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



自転車  
安全利用啓発動画



## 交通遺児激励金への御寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意の御寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、  
県内にお住いの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、御寄附をくださる方は、

岐阜県環境生活部県民生活課 (TEL.058-272-8205) までご連絡ください。

## 御寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

(株)YuYu/Dream Power 実行委員会/協若 保雄/(特非)ぎふ長良川走ろう会/

中濃消防組合交通安全青年部会/(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会/岐阜県民共済生活協同組合/

(一社)全国霊柩自動車協会/(一社)岐阜県自動車整備振興会/レジスタントカスタムショー/

(一社)岐阜県自動車会議所/全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部/田中 英次/その他1人、1団体

(令和5年度中：順不同、敬称略)

# 令和6年 年末の交通安全県民運動実施要綱

## 1 目的

この運動は、県民一人ひとりが交通ルールを遵守し、思いやりやゆずりあいの心を持って交通マナーを実践することにより交通事故の防止を図ることを目的とする。

## 2 期間

令和6年12月11日（水）から12月20日（金）までの10日間

## 3 スローガン

年末を 無事故で過ごし よい年始

## 4 主唱

岐阜県交通安全対策協議会

（岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体名簿のとおり）

## 5 運動の重点

- ・ 夕暮れ時以降の交通事故防止
- ・ こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ・ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ・ 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

## 6 運動の重点の趣旨と推進項目

### (1) 夕暮れ時以降の交通事故防止

年末は日没時間が早く、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあり、過去の交通死亡・重傷事故を見ると、特に薄暮時間帯の午後4時から午後6時までの間に交通事故が多発する傾向にある。

運転者は、早めのライト点灯や適切なハイビームの使用により、歩行者や自転車をいち早く発見して、交通事故を防ぐことが重要である。

また、歩行者や自転車利用者は反射材を身に着け、運転者から自分の存在を早期に発見してもらえるように交通事故防止を図ることが大切である。

### 【推進項目】

#### ア 運転者に対する安全運転の周知

日没30分前の早めのライト点灯と、ハイビームの適切な使用（ハイビームは「走行用前照灯」、ロービームは「すれ違い用前照灯」）による、夜間の歩行者や自転車の早期発見の重要性を周知する。

#### **イ 歩行者・自転車利用者の交通事故防止**

歩行者や自転車利用者は、明るく目立つ色の服装や反射材を身に着けて、自分の姿を見えやすくすることが夜間の交通事故防止につながることを啓発する。

#### **ウ 街頭活動の強化**

街頭での交通安全指導や広報啓発活動を推進し、特に夕暮れ時から夜間にかけての交通事故防止を図る。

### **(2) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保**

令和5年中に発生した歩行中の交通事故死者は15人であり、そのうち高齢者は13人で約9割を占めた。また、こどもが被害に遭う歩行中の交通死亡事故こそ発生していないものの、こどもや高齢者を始めとする歩行者の交通事故を防止するため、運転者に対する歩行者保護意識の醸成及び歩行者に対する道路横断時の安全確認の徹底を周知する必要がある。

#### **【推進項目】**

#### **ア 横断歩道における歩行者最優先の徹底**

横断歩道を横断している歩行者や横断しようとしている歩行者がいる場合、運転者は一時停止し、歩行者の通行を妨げてはならない道路交通法上の義務があることを周知する。

また、こどもや高齢者、障がいのある人が横断歩道を横断しようとしている場合には、声かけ誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進する。

#### **イ こどもの交通ルール遵守の徹底**

安全な道路の通行方法や横断方法など交通ルールを遵守することや、道路での危険を予測する力を高めて交通事故に遭わないように交通安全教室や見守り活動を推進する。

#### **ウ 高齢者に対する交通安全教育の推進**

加齢に伴う身体機能の変化を知り、道路上での安全な行動を実践できるような交通安全教育を推進する。

また、夕暮れ時以降の交通事故を防止するため、反射材の着用効果について周知する。

### **(3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶**

年末は、忘年会など飲酒する機会も増えるが、飲酒運転は、重大事故に直結する悪質な犯罪であり、社会から根絶する機運を醸成する必要がある。

また、飲酒運転と同様に、悪質で危険な妨害運転等についても、それを許さな

い環境づくりが必要である。

## 【推進項目】

### ア 飲酒運転を許さない環境づくり

「飲酒運転をしない・させない・許さない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動等の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。

### イ 妨害運転等の根絶に向けた啓発の推進

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に関する啓発、被害防止のためのドライブレコーダの搭載や被害を受けた場合の安全な110番通報について周知を図り、妨害運転等の根絶に向けた啓発を推進する。

## (4) 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車利用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高く、自転車乗車中の交通事故死者の損傷主部位の半数近くが頭部に致命傷を負っており、さらに自転車側の多くに法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律の施行により、令和6年11月1日から自転車運転中の携帯電話使用等や酒気帯び運転等に罰則が整備されるなど、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められている。このため、自転車等の利用者に対してヘルメット着用と交通ルール遵守を徹底する必要がある。

## 【推進項目】

### ア 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性に関する理解の促進と「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び「道路交通法」に基づき、全ての自転車利用者に対してヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。

また、安全を確保するための定期的な点検整備を行うとともに自転車事故被害者救済のため、自転車損害賠償責任保険等への加入義務について広報啓発を推進する。

### イ 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルールの周知

地域や学校では、「自転車安全利用五則」に従った通行方法の徹底を促す取組を推進する。

また、信号の遵守や、交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知を徹底するとともに、併せて、令和6年11月1日施行の道路交通法の一部を改正する法律により自転車運転中の携帯電話使用等や酒気帯び運転及び幫助に罰則が整備されたことについて周知を図る。

#### **ウ 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底**

16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためヘルメット着用を促す取組を推進する。

また、販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全利用に関する広報啓発を推進する。

#### **7 運動の進め方及び効果の検証**

各実施機関・団体は、相互に連携・協力し、地域と一体となった運動が展開されるよう、組織の特性に応じた取組みを推進する。

また、運動終了後には、その効果の検証を行い、実施結果を把握することにより、以降の運動がより効果的に実施されるよう努める。



## 岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体（順不同）

官公庁等		
岐阜県	中日本高速道路(株)	(一社)岐阜県農業会議
岐阜県警察	日本郵便(株)東海支社	岐阜県農業協同組合中央会
岐阜県教育委員会	(一社)岐阜県指定自動車教習所協会	(一社)ぎふ総合健診センター
各市町村	中部鉄道協会	(一社)岐阜県観光連盟
各市町村教育委員会	(一社)岐阜県自動車会議所	(一社)岐阜県経営者協会
岐阜地方検察庁	(公社)岐阜県バス協会	(一財)岐阜県消防協会
中部運輸局岐阜運輸支局	岐阜県タクシー協会	(公財)岐阜県防犯協会
岐阜地方気象台	(一社)岐阜県トラック協会	(一社)岐阜県警備業協会
岐阜労働局	(一社)岐阜県自家用自動車協会	(一社)岐阜県危険物安全協会
中部地方整備局各事務所	(一社)岐阜県自動車整備振興会	岐阜県中小企業団体中央会
岐阜地方法務局	岐阜県自動車販売店協会	岐阜県商工会議所連合会
岐阜地方裁判所	岐阜県自転車軽自動車商協同組合	岐阜県商工会連合会
岐阜家庭裁判所	岐阜県軽自動車協会	(一社)岐阜県建設業協会
岐阜県市長会	岐阜県中古自動車販売協会	岐阜県砂利協同組合
岐阜県町村会	岐阜県レンタカー協会	岐阜県石油商業組合
岐阜県市議会議長会	岐阜県自動車車体整備協同組合	岐阜県森林組合連合会
岐阜県町村議会議長会	岐阜県自動車電装品整備商工組合	岐阜県木材協同組合連合会
	軽自動車検査協会岐阜事務所	岐阜県小売酒販組合連合会
教育関係団体等	(一社)日本二普協 岐阜県二輪車普及安全協会	岐阜県生コンクリート工業組合
岐阜県都市教育長会	損害保険料率算出機構岐阜自賠責損害調査事務所	全岐阜県生活協同組合連合会
岐阜県町村教育長会	(独)自動車事故対策機構岐阜支所	岐阜県民共済生活協同組合
岐阜県保育研究協議会	自動車安全運転センター岐阜県事務所	交通安全関係団体
岐阜県高等学校長協会	岐阜県自動車共済協同組合	各市町村交通安全対策協議会
岐阜県小学校長会	岐阜県農業機械商業協同組合	岐阜県交通安全女性協議会
岐阜県中学校長会	(公財)日本道路交通情報センター岐阜センター	各交通安全女性団体
岐阜県公立幼稚園・こども園長会	(一社)日本自動車連盟岐阜支部	各幼児交通安全クラブ
(一社)岐阜県私立幼稚園連合会	(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会	(一財)岐阜県交通安全協会
岐阜県PTA連合会	その他の関係団体	各地区交通安全協会
岐阜県高等学校PTA連合会	岐阜県美容業生活衛生同業組合	報道機関
岐阜県専修学校各種学校連合会	岐阜県理容生活衛生同業組合	日本放送協会
青少年・地域・福祉団体等	岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	岐阜放送(株)
岐阜県自治連絡協議会	生活衛生同業組合岐阜県映画協会	(株)CBCテレビ 岐阜支社
岐阜県保護司会連合会	岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	東海テレビ放送(株)
ボーイスカウト岐阜県連盟	岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	東海ラジオ放送(株)
ガールスカウト岐阜県連盟	岐阜県料理生活衛生同業組合	名古屋テレビ放送(株)
(一財)岐阜県子ども会育成連合会	岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	中京テレビ放送(株)
岐阜県スポーツ少年団	岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	(株)岐阜新聞社
岐阜県少年少女合唱連盟	岐阜県飲食生活衛生同業組合	(株)中日新聞社
(特非)岐阜県青年のつどい協議会	岐阜県食肉生活衛生同業組合	(株)毎日新聞社
岐阜県公民館連合会	岐阜県鮪商生活衛生同業組合	(株)朝日新聞社
(社福)岐阜県社会福祉協議会	岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	(株)読売新聞社
(一財)岐阜県地域女性団体協議会	各ライオンズクラブ	(株)日本経済新聞社
(一財)岐阜県老人クラブ連合会	各ロータリークラブ	(株)中部経済新聞社
(一社)岐阜県聴覚障害者協会	(一社)岐阜銀行協会	(株)日刊工業新聞社
(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	岐阜県信用金庫協会	(株)時事通信社
(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	(一社)東海信用組合協会	(一社)共同通信社
(公社)岐阜県青少年育成県民会議	岐阜県弁護士会	(株)エフエム岐阜
交通・運輸関係団体等	(一社)岐阜県医師会	
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部	(公社)岐阜県歯科医師会	